

**ユニバーサルサービス政策委員会（第51回） ・
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の
算定等に関するワーキンググループ（第8回） 合同会合
事業者ヒアリング**

2026年4月23日

楽天モバイル株式会社

①最終保障提供責務の発生要件と履行手続

検討事項

(1) 役務提供確認手続の確立に向けた検討

- 役務提供確認の運用ルール等の検討のため、NTT東西と総務省が連携して事業者間の連絡調整会議を立ち上げ、令和8年2月6日に初回会合を実施。令和8年5月を目途に、連絡調整会議における検討状況を報告する予定。
- あわせて、役務提供確認に係る制度整備に向けて、令和8年5月を目途に、事務局にて検討の方向性を提示し、御審議いただく予定。

当社回答

NTT東西殿主導のもと運用ルール等の案を整理・ご提示いただき、**関係事業者との合意形成を丁寧に行うべき**と考えます。

①最終保障提供責務の発生要件と履行手続

検討事項

(2) 「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討

- 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」等について、その内容の具体化を図るため「最終保障提供責務に係るガイドライン（仮称）」を策定。令和8年5月を目途に、事業者ヒアリング等で示された具体例を基に事務局にて作成したガイドライン案について、御審議いただく予定。

<参考（一次答申（案）にて示されたガイドライン規定項目の例）>

- 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」
- 最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」
- 最終保障電気通信事業者が役務の提供を終了できる「正当な理由」
- 最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方
- 近隣電気通信事業者が最終保障電気通信事業者への協力を拒否できる「正当な理由」

当社回答

現時点で異論ございません。

また、『近隣電気通信事業者が最終保障電気通信事業者への協力を拒否できる「正当な理由」』については、多数の事業者に影響が及ぶことから、近隣電気通信事業者が速やかに協力可否を決定できるよう、判断基準を明確化するとともに、具体例を示していただくべきと考えます。

②最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

検討事項

(1)第一種交付金制度の見直し

①第一種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について

- 支援区域の単位は「都道府県」又は「市区町村」のいずれを適当とするべきか。検討に当たっては、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスに位置付けられることが適当とされていることも踏まえ、モバイル網固定電話を含む電話の区域別収支の計算方法についても検討することとする。
- 第一種適格電気通信事業者の指定基準については、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めつつ、複数の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者としての資格を備え得る水準とはどれくらいか。

当社回答

当社としては特段意見はございません。

②最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

検討事項

(1)第一種交付金制度の見直し

②地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について

- 地域会社がその担当第一種支援区域以外の第一種単位区域において、提供する最終保障電気通信役務に係る交付金交付の手続は、適格電気通信事業者における交付金の交付手続と同様とすることが想定されるが、適格電気通信事業者と同様の手続を定めることとして良いか。

当社回答

適格電気通信事業者の手続と整合を図ることが**適当**と考えます。

②最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

検討事項

(2)第二種交付金制度の見直し

①第二種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について

- 第二種適格電気通信事業者の指定基準については、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めつつ、複数の電気通信事業者が第二種適格電気通信事業者としての資格を備え得る水準とはどれくらいか。

当社回答

第二種適格電気通信事業者の指定水準は、**ブロードバンド市場における過度な参入障壁とならず、サービスの安定・継続提供を担保できる要件とすることが適当**であると考えます。
また、制度導入後はその実態を踏まえ、必要に応じて見直しが行われるべきと考えます。

②最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

検討事項

(2)第二種交付金制度の見直し

②地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について

- 地域会社がその担当第二種支援区域以外の第二種単位区域において、提供する最終保障電気通信役務に係る交付金交付の手続は、適格電気通信事業者における交付金の交付手続と同様とすることが想定されるが、適格電気通信事業者と同様の手続を定めることとして良いか。

当社回答

適格電気通信事業者の手続と整合を図ることが適当と考えます。

②最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

検討事項

(2)第二種交付金制度の見直し

③第二種交付金の算定方針について

・ 一次答申（案）において、「最終保障電気通信役務の提供に要する費用」については、

①光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、また「必要十分かつ合理的な水準の額」として、最終保障提供責務の履行に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額（収入費用方式）を基本に検討していくことや、

②最終保障電気通信事業者が「必要な協力」の対価として近隣電気通信業者に支払うべき料金の額について、合理的な水準であることを求める方向で、交付金制度の詳細設計の中で引き続き検討していくこと

が適当とされたが、具体的にどのような制度設計とすれば、現行制度と新制度がシームレスな制度となるか。

当社回答

当社としては特段意見はございません。

また、制度導入後はその実態を踏まえ、必要に応じて見直す枠組みが必要と考えます。

③ 現行の第一種交付金制度の見直し

検討事項

(1) 現行の電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度における算定方法の見直し

- 現在、加入電話に係る補填額の算定に当たっては、「ベンチマーク方式」（ある地域の回線当たりのコストが一定のベンチマークを上回る場合に、その上回るコストを補填する方式）が採用。
- 具体的には、高コスト地域とされる上位4.9%の加入者回線を補填対象とし、そのベンチマークは、本来は「全国平均費用」であるところ、「当分の間」の措置として、現在は「全国平均費用+標準偏差の2倍（ 2σ ）」が設定（平成19年度認可分から適用）。これは、当時の直近の月額番号単価が7円であり、その後も増額することが見込まれたため、利用者負担の増加を避ける観点から、補填額の算定方法を見直すべきという情報通信審議会からの要望があったことを踏まえ、導入されたもの。
- これらの結果、令和7年度認可分において、加入電話については、NTT東西の赤字が約614.2億円であるのに対し、ユニバーサルサービス交付金による補填額は約28.5億円、月額番号単価は2円に留まっているところ、電話のユニバーサルサービスの持続性確保という観点から、ベンチマークの在り方を見直しについて検討を行うべきか。

当社回答

「ベンチマークの在り方」の見直しにより利用者負担が過度にならないよう、その影響を丁寧に検証したうえで慎重な検討が必要と考えます。

③ 現行の第一種交付金制度の見直し

検討事項

(2) 電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討

- ワイヤレス固定電話については、すでに電話のユニバーサルサービスの一類型として位置付けられているところ、提供区域に係る規制が見直され、光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できることを可能とするための制度整備について検討が行われている。また、モバイル網固定電話については、最終保障提供責務の導入に間に合うよう、これを電話のユニバーサルサービスとして位置付けるための制度整備について検討が行われている。
- 現在、ワイヤレス固定電話に係る交付金の算定については、令和4年答申※1を踏まえ、経過措置が設けられている。具体的には、ワイヤレス固定電話への置換えによる効率性向上の効果に対応する金額を補填額から控除することを基本的な考え方としつつ、導入初期においては、ワイヤレス固定回線数が少数に留まり、実際のモバイルアクセス単価は高額となることが見込まれるため、モバイルアクセス単価はワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価と一致するとみなし、当初の補填額を補填することとされている。
※1 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」 答申（令和4年9月20日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会）
- こうした現状を踏まえ、ワイヤレス固定電話及びモバイル網固定電話の提供に係る実績・見通しを確認した上で、補填額の算定方法の見直し・新たな制度設計を行うべきか。

当社回答

経過措置の導入から一定期間経過していることを踏まえ、**みなしの前提条件に基づく算定方法を、実績や今後の見通しに基づき検証したうえで、必要に応じて算定方法の見直しを検討すべきと考えます。**
一方で、**利用者負担が過度にならないよう、その影響を丁寧に検証したうえで慎重な検討が必要と考えます。**

④ 現行の第二種交付金制度の見直し

検討事項

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

① 譲受した公設設備に係る第二種交付金について

- ・ 法施行日時点において整備された公設設備を法施行日以降に譲受する場合と同様に、法施行日以前に譲受した公設設備や法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべきか

② 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について

- ・ 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、第二種適格電気通信事業者の前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべきか

当社回答

利用者負担が過度にならないよう、その影響を丁寧に検証したうえで慎重な検討が必要と考えます。

④ 現行の第二種交付金制度の見直し

検討事項

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

③ 第二種交付金の交付の継続について

- 第二種適格電気通信事業者として担当支援区域において新規整備・民設移行を行った結果、第二種交付金の交付対象となった地域については、その後、例えば支援区域の指定が解除されるといった状況の変化に関わらず、一定の期間は、継続的に第二種交付金が交付される仕組みを検討すべきか

当社回答

状況の変化に関わらず一定期間いずれの地域においても一律に交付を継続することは、利用者負担が過度になる懸念があることから、その影響を丁寧に検証したうえで、慎重な検討が必要と考えます。

④ 現行の第二種交付金制度の見直し

検討事項

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

④ より迅速な第二種交付金の交付について

- 現状は、サービス提供開始から第二種交付金の交付開始まで約2年間を必要とするが、例えばサービス提供開始を予定している段階でも原価の算定を可能とするなど、より早期に交付金の交付を開始することができる仕組みを検討すべきか

当社回答

より早期に交付金の交付を開始することにより、第二種交付金の交付額が異なる場合が生じないこと前提に、かつ利用者負担が過度にならない範囲においては、異論ございません。

④ 現行の第二種交付金制度の見直し

検討事項

(2) 支援区域として指定すべき区域についての検討

① 今後新たに光ファイバを整備する区域について

- 今後、新たに光ファイバを整備した区域において提供する第二号基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに光ファイバを整備をした区域を未整備の特別支援区域として指定することとし、当該赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域について

- 海底ケーブルが必須となる離島等の区域をすべて特別支援区域として指定することとし、これらの区域で第二号基礎的電気通信役務を提供することにより生ずる赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

当社回答

今後新たに光ファイバを整備する区域、および海底ケーブルが必須となる離島等の区域を一律交付対象とすることについては、利用者負担が過度になる懸念があることから、そのような仕組みを検討することは難しいと考えます。

Rakuten Mobile